

報道関係者各位

令和5年1月25日  
女川町

## 女川町高圧電力利用事業者電気料金支援金交付事業

女川町では、新型コロナウイルス感染症の拡大等による燃料価格の高騰の影響を受け、電気料金の経費負担が増加している町内の事業用及び産業用施設で高圧又は特別高圧の電気契約により電力供給を受けている事業者に対し、事業継続を支援するため支援金を交付いたします。

### 記

■対象事業者 大企業を除く中小法人等又は個人事業主の方で、次の全ての要件を満たす事業者が対象事業者となります。

- 町内の事業用及び産業用施設（店舗、工場、事務所等で、所有、管理又は占有している施設（国、県、町等の施設を除く。））において、小売電気事業者（東北電力株式会社又は新電力会社）と契約し、高圧又は特別高圧の電力供給を受け、かつ、小売電気事業者に対し既に電気料金を負担していること。
- 交付申請時点において町内で事業を営み、かつ、交付申請後も町内での事業を継続することが確実であること。
- 代表者、役員等に女川町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等が含まれていないこと。

■支援金の額 支援金の額は、対象となる施設の令和4年4月から令和5年1月までのうち任意の1か月間の使用電力量に応じて、以下の表のとおり支援金を交付します。

NO.	1ヶ月の使用電力量		支援金額
①	1kwh以上	2万kwh未満	20万円
②	2万kwh以上	4万kwh未満	50万円
③	4万kwh以上	6万kwh未満	80万円
④	6万kwh以上		120万円

※町内に複数の店舗・向上・事務所等を有している場合には、使用電力量を合算。

■申請期間 令和5年2月1日(水)から令和5年3月31日(金)まで

■受付会場 女川町役場庁舎 2階 産業振興課

■その他詳細 別添チラシ及び町公式ウェブサイト参照。

担当：産業振興課商工労働係

電話：0225-54-3131（内線 681）

FAX：0225-53-5483

メール：syoko2@town.onagawa.lg.jp

**女川町高圧電力利用事業者電気料金支援金交付事業**

新型コロナウイルス感染症の拡大等による燃料価格の高騰の影響を受け、電気料金の経費負担が増加している町内の事業用及び産業用施設で高圧又は特別高圧の電気契約により電力供給を受けている事業者に対し、事業継続を支援するため、支援金を交付いたします。

**◆支援金の額**

対象となる施設の令和4年4月から令和5年1月までのうち任意の1か月の使用電力量に応じて、以下の表のとおり支援金を交付します。

NO.	1ヶ月の使用電力量		支援金額
①	1 kwh以上	2万kwh未満	<b>20万円</b>
②	2万kwh以上	4万kwh未満	<b>50万円</b>
③	4万kwh以上	6万kwh未満	<b>80万円</b>
④	6万kwh以上		<b>120万円</b>

※町内に複数の店舗・工場・事務所等を有している場合には、使用電力量を合算。

**◆対象となる事業者等**

大企業を除く中小法人等又は個人事業主の方で、次の全ての要件を満たす事業者が支援の対象となります。

- ①町内の事業用及び産業用施設（店舗、工場、事務所等で、所有、管理又は占有している施設（国、県、町等の施設を除く。））において、小売電気事業者（東北電力株式会社又は新電力会社）と契約し、高圧又は特別高圧の電力供給を受け、かつ、小売電気事業者に対し既に電気料金を負担していること。
- ②交付申請時点において町内で事業を営み、かつ、交付申請後も町内で事業を継続することが確実であること。
- ③代表者、役員等に女川町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等が含まれていないこと。

**申請方法等は裏面に記載**



## ◆申請に必要な書類

※申請前に以下の提出書類が揃っているか必ず確認してください。

No.	提出書類
1	交付申請書（様式第1号）
2	高圧電力利用施設一覧（様式第2号）
3	誓約書（様式第3号）
4	令和4年4月から令和5年1月までのうち、任意の1か月分の使用電力量及び当該使用電力量に係る電気料金に関する情報が確認できる書類（「電気ご使用量のお知らせ」等の電気料金請求内訳書等）の写し
5	4の電気料金の支払い状況が確認できる書類（小売電気事業者からの領収書等）の写し
6	振込先の通帳の写し（法人名義、個人事業主名義）
7	申請者本人確認書類の写し（法人の場合は代表者のもの）
8	法人の場合：登記事項証明書（商業登記簿謄本）写しでも可 ※本社が町外で支店、営業所の記載がない場合は法人町民税の確定申告書（第二十号様式（控用））の写し
9	個人事業主の場合：申請時点で直近の確定申告書別表1の写し

## ◆申請方法

**郵送又は持参**（持参の場合は開庁日の9：00～17：00）

※申請書用紙は町ホームページからのダウンロードの他、役場産業振興課に備え付けております。

## ◆申請期間

令和5年2月1日(水)から令和5年3月31日(金)まで

## ◆問合せ・申請先

〒986-2265 女川町女川一丁目1番地1

女川町産業振興課商工労働係

T E L : 0225-54-3131 内線681・682

